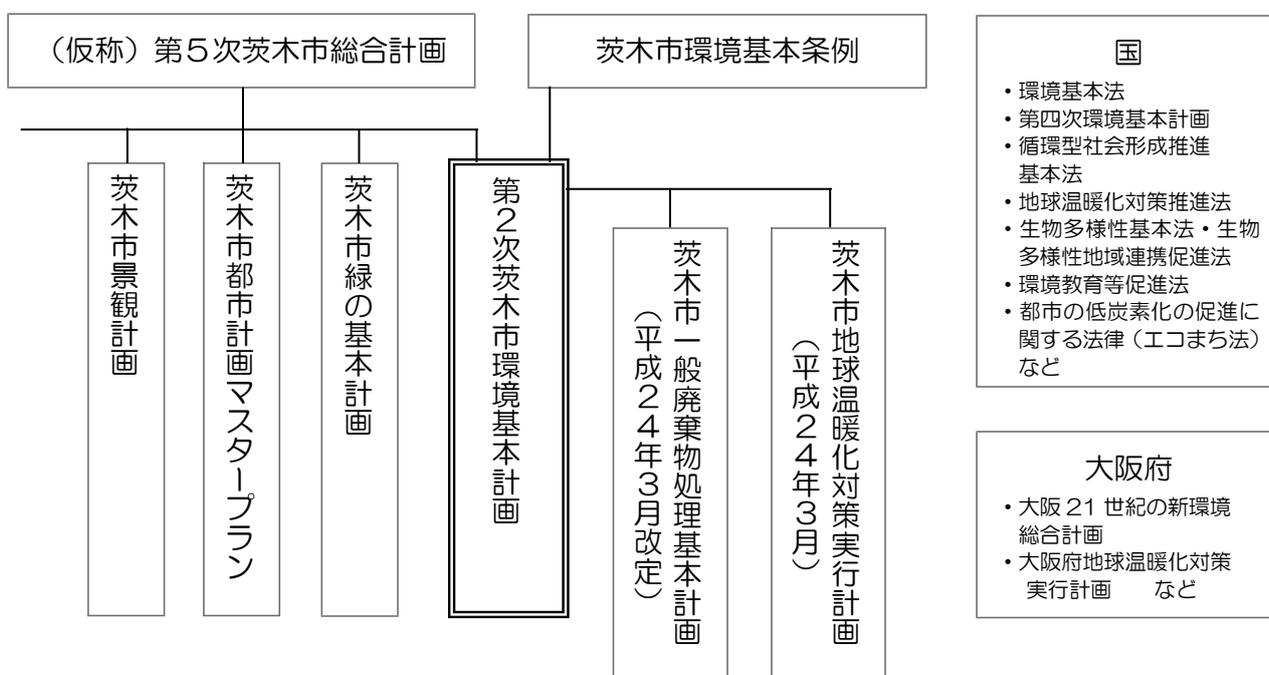


第2次茨木市環境基本計画策定の考え方について

1. 茨木市環境基本計画の位置づけ

- 本市では、市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱として、平成16年3月に「市環境基本計画」を策定し、本市のあるべき環境像を明らかにするとともに、市・市民・事業者の役割を明確にし、環境施策を総合的・計画的に推進してきましたが、本計画が平成27年度に目標年度を迎えることから、第2次茨木市環境基本計画を策定します（平成26年度末策定予定）。
- 第2次環境基本計画は、第5次総合計画の分野別計画となることから、総合計画の施策体系と整合をはかります。



2. 対象地域および計画期間、対象

- ①対象地域：茨木市全域
- ②目標年次：平成37（2025）年度
- ③計画期間：10年間
- ④ 対象 ：対象要素 ⇒生活環境、自然環境、低炭素、資源の循環
横断的要素⇒環境意識、環境教育、環境行動

3. 策定にあたっての視点

以下の視点を考慮して第2次環境基本計画を策定します。

①この10年間の進捗状況 … 資料1

②計画を取り巻く社会潮流の反映（低炭素まちづくり、生物多様性、災害時の安全確保等）

- 法体系の整備や社会情勢等から、低炭素まちづくり、生物多様性、災害時の安全確保（エネルギー確保、環境リスクへの対応）、気候変動への対応等について、強化する必要があります。

③今後10年間で論点となるまちの動きへの環境面からの対応

- 今後10年間に於いて、立命館大学の新たなキャンパス開設、JR新駅の開設、新名神高速道路のインターチェンジ設置、東芝大阪工場跡地におけるスマートコミュニティ形成の動きが想定されており、これらの動きについて環境面からの検討も必要です。
- また、「環境の保全と創造」を、「環境と経済」「環境とまちづくり」「環境と教育」等、他分野との両立（融合）の視点から考えていくことも求められています。

保全等だけでなく、下記のような取り組みの検討も求められている。

例：環境とまちづくり →スマートコミュニティ形成、低炭素建築物

環境と経済 →環境産業（環境配慮型製品開発）の育成、生態系サービス 等

※生態系サービスとは人類が生態系から得られる恵みのこと（例：食品や水の生産や提供、気候の調節等）

4. 計画の柱（案） ※詳細は別紙

第5次総合計画、都市計画マスタープランを同時に改訂しており、まちの将来像や施策体系等の整合性をはかるものとしています。

また、現行計画策定以降、景観条例・景観計画の運用開始等、環境基本計画が対象とすべき領域も変化してきています。新計画では推進状況や社会情勢等も考慮し、生活環境、自然環境、低炭素、資源の循環の4つに集約し中身を充実させるとともに、環境意識・教育・行動については、各分野に関連するテーマであることから柱立てせず、各分野の項目に反映します。

いごちの良い
生活環境をたもつ

バランスの取れた
自然環境をつくる

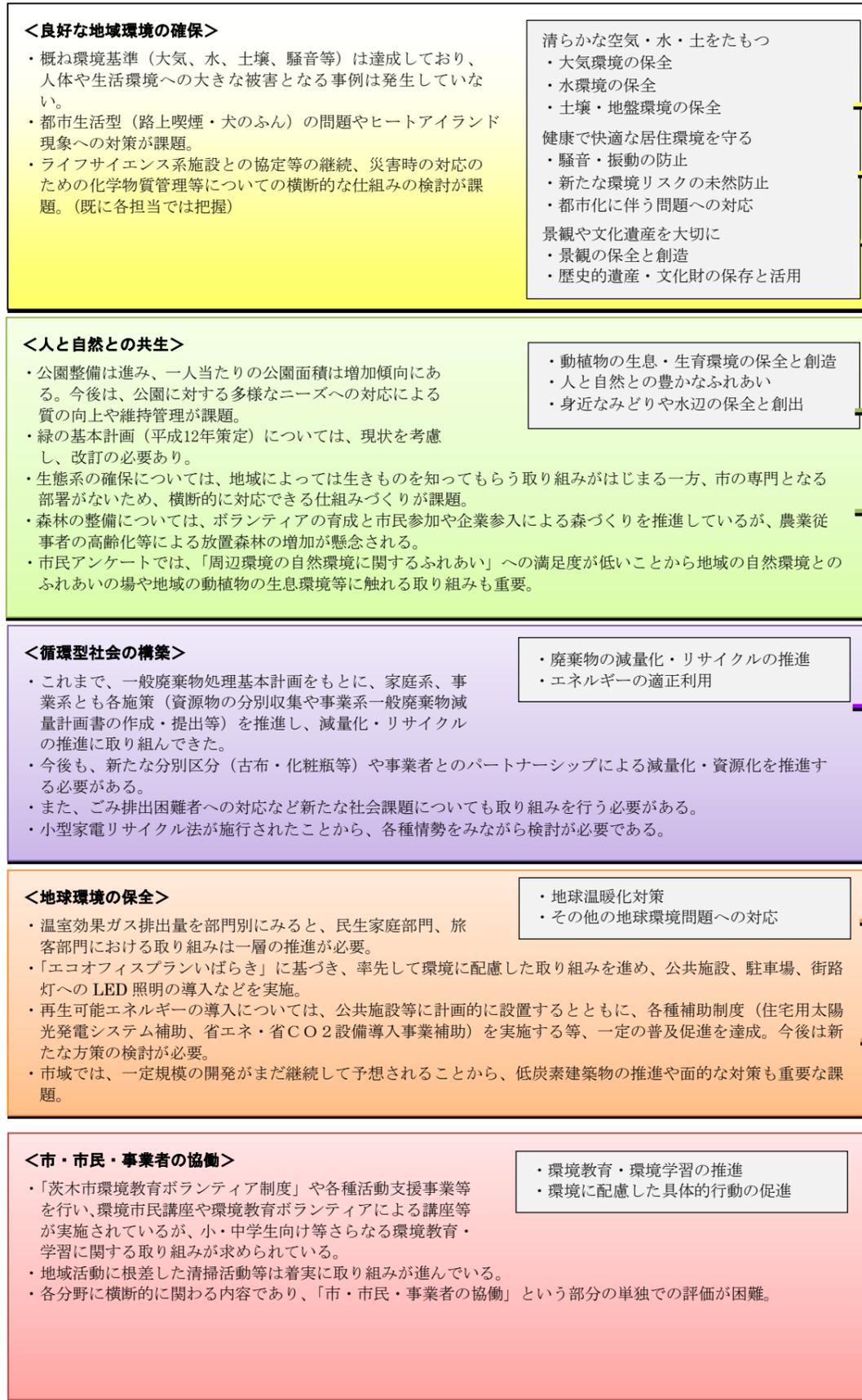
ライフスタイルの見直しで
低炭素なまちをめざす

きちんと分別で
資源の循環をすすめる

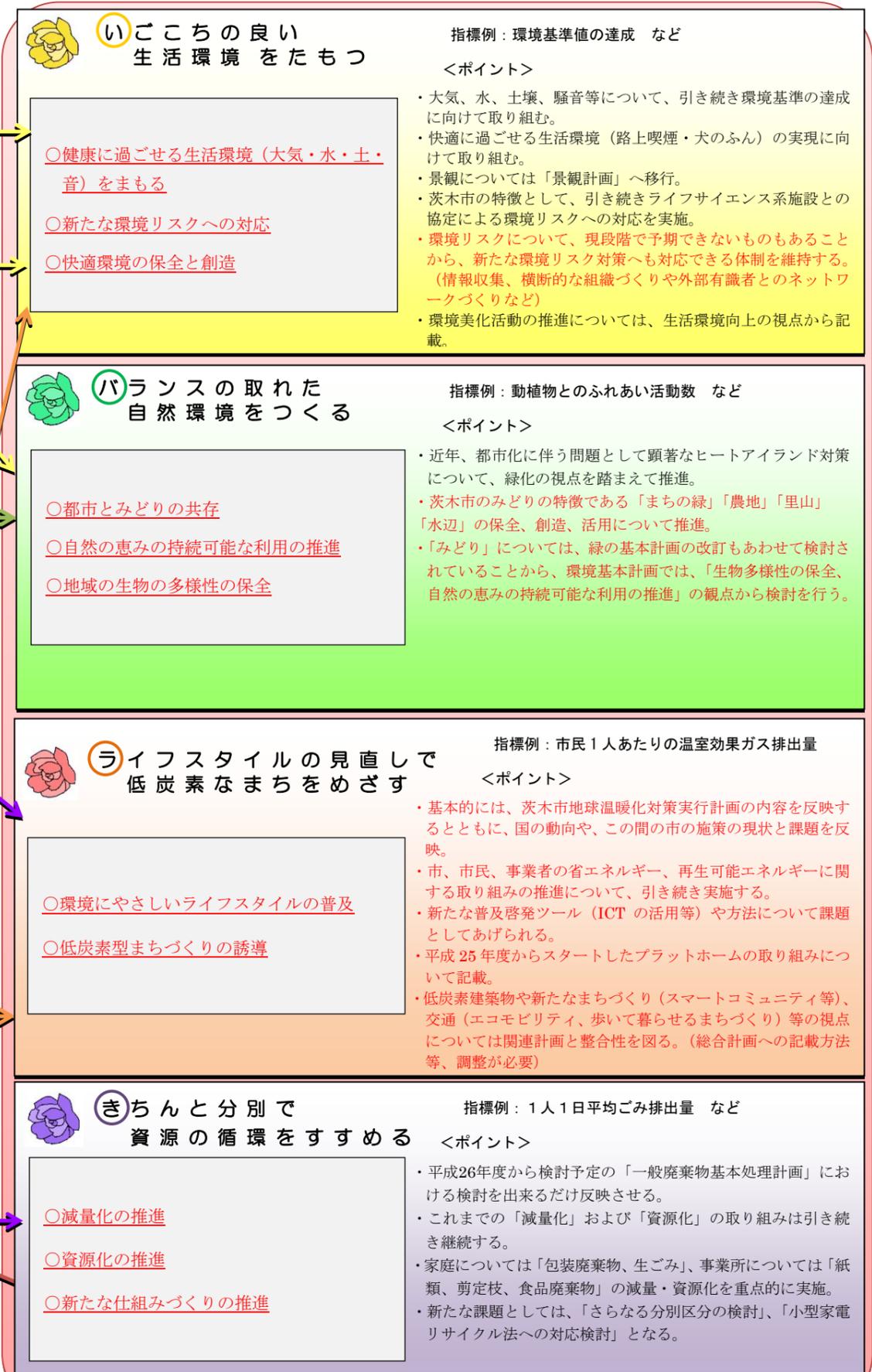
環境意識・環境教育・環境行動

現行推進状況および課題

新計画での施策体系



分野ごとに4本柱を整理。



環境意識・環境教育・環境行動

環境基本計画

いばらき

心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち